



国家公務員の 非常勤職員の制度等について

平成30年11月22日（木）

人事院

国家公務員の非常勤職員・臨時的任用職員の職種

非常勤職員

期間業務職員

相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であって、一会計年度内に限って臨時的に置かれるもの（1週間当たりの勤務時間が38時間45分の4分の3を超えないものを除く。）に就けるために任用される職員
(規則8-12第4条第13号)

<制度趣旨>

いわゆる日々雇用職員が、形式的には任期が1日単位であり、制度上いつでも退職させることができるなど、不安定な地位に置かれていたことから、期間業務職員制度が設けられた。

パートタイム職員（委員、顧問、参与等を含む）

1週間当たりの勤務時間が38時間45分の4分の3を超えない職員
(規則15-15第2条)

常勤職員

臨時的任用職員

緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合において、臨時的に任用される職員
(国家公務員法第60条第1項)

※育児休業等を行う職員の業務を処理するための臨時的任用もある
(育児休業法第7条第1項第2号、配偶者同行休業法第7条第1項第2号)

国家公務員の非常勤職員・臨時的任用職員の採用・任期

	非常勤職員		常勤職員
	期間業務職員	パートタイム職員	臨時的任用職員
採用	<ul style="list-style-type: none"> 面接及び経歴評定等を通じた適切な能力判定 原則として公募による 官職に必要とされる知識・経験、技能等の内容から公募により難しい場合は、公募による必要がない 面接及び前年度の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合は、公募による必要がない 公募によらない採用は、平等取扱の原則及び成績主義の原則を踏まえ、同一の者について連続2回を限度とするよう努める (規則8-12第46条、平成22年人材局長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 面接、経歴評定等を通じた適切な能力判定 原則として公募による 官職に必要とされる知識・経験、技能等の内容から公募により難しい場合は、公募による必要がない (規則8-12第46条) 	<ul style="list-style-type: none"> 選考の場合に準じた官職に係る能力及び適性を有するかどうかの判定 公募を行うよう努める 人事院の承認を要する場合もある (国家公務員法第60条第1項、規則8-12第39条第1項及び第2項)
任期	<p>採用の日から当該採用の日の属する会計年度内の末日までの期間を超えない範囲内で、任命権者が、業務遂行上、必要かつ十分な任期を定める (規則8-12第46条の2第1項及び第3項)</p>	<p>任命権者が、業務遂行上、必要かつ十分な任期を定めることができる (規則8-12第46条の2第4項)</p>	<p>6月を超えることができない (国家公務員法第60条第1項)</p>

国家公務員の非常勤職員・臨時的任用職員の給与

非常勤職員		常勤職員
期間業務職員	パートタイム職員	臨時的任用職員
<p>各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容及び職務経験等並びに在勤する地域の要素を考慮して決定する ・通勤手当に相当する給与を支給する ・任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努める (給与法第22条第2項、平成20年事務総長通知) 	<p>左記に同じ (委員、顧問、参与等を除く)</p> <p><委員、顧問、参与等> 一定の範囲内で、各庁の長が人事院の承認(一定額未満の場合は包括承認)を得て手当を支給することができる (給与法第22条第1項、規則9-1第2条)</p>	<p>常勤職員として、給与法が適用され、俸給及び各種の手当を支給する</p>

国家公務員の非常勤職員・臨時的任用職員の勤務時間等(1)

	非常勤職員		常勤職員
	期間業務職員	パートタイム職員	臨時的任用職員
勤務時間	各省各庁の長が、1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間当たり38時間45分の4分の3を超え、38時間45分を超えない範囲内で任意に設定	各省各庁の長が、1週間当たり38時間45分の4分の3を超えない範囲内で任意に設定	1週間当たり38時間45分
超過勤務	常勤職員の例に準じて取り扱う		各省各庁の長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において超過勤務をすることを命ずることができる
年次休暇	1週間又は1年間の勤務日数及び継続勤務期間に応じて与えられる ※20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる		その年の在職期間に応じて与えられる ※20日を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数は切捨て）を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる

国家公務員の非常勤職員・臨時的任用職員の勤務時間等(2)

	非常勤職員		常勤職員
	期間業務職員	パートタイム職員	臨時的任用職員
年次休暇以外の休暇	①病気、②介護、③公民権行使、④官公署出頭、⑤災害等による現住居の滅失等、⑥災害等による出勤困難、⑦退勤途上の危険回避、⑧忌引、⑨産前、⑩産後、⑪保育時間、⑫子の看護、⑬短期介護、⑭骨髄等ドナー ※在職期間等の要件があるものもある		左記の①～⑭の休暇に加え、⑮ボランティア、⑯結婚、⑰妻の出産、⑱男性の育児参加、⑲父母の追悼、⑳夏季
育児休業	在職期間 1 年以上等の要件を満たす非常勤職員について、原則として子が 1 歳に達するまで休業可		育児休業制度の趣旨に鑑み、育児休業の対象から除外されている
育児時間	在職期間 1 年以上等の要件を満たす非常勤職員について、子が 3 歳に達するまで、1 日最長 2 時間まで休むことが可能		子が小学校就学の始期に達するまで、1 日最長 2 時間まで休むことが可能